

(仮称) 子供・若者体験活動施設区部基本計画検討委員会設置要綱

6 教地管第 1993 号
令和 6 年 12 月 18 日決定

(目的)

第 1 条 既存のユース・プラザ事業に代わり、新たに構築する「(仮称) 子供・若者体験活動施設事業」の区部施設における具体的な事業内容、施設要件、事業費用、官民連携方法等について、専門的見地から検討及び意見交換を行うため、(仮称) 子供・若者体験活動施設区部基本計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 検討委員会は、次に掲げる事項について検討及び意見交換を行う。

- (1) 新たな施設における事業内容に関すること
- (2) 事業実現に求められる諸室、設備性能、必要規模等の施設要件に関すること
- (3) 施設のライフサイクルコストや事業収支等に関すること
- (4) 事業手法やスキーム等の官民連携方法に関すること
- (5) その他、新たな事業の実現に必要な事項

(委員等)

第 3 条 検討委員会は、教育長が委嘱する委員で構成する。

- 2 委員の任期は、前項の規定による委嘱を受けた日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 専門の事項を検討するため必要があるときは、検討委員会に専門委員を若干名置くものとする。専門委員は、委員長の求めに応じ検討委員会へ出席し、意見交換に参加することができる。
- 4 専門委員の任期は、教育長が指定した期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 検討委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により、副委員長は委員長の指名により選出する。
- 3 委員長は、検討委員会の会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(検討委員会の開催)

第 5 条 検討委員会は、開催の都度、委員長が招集する。

- 2 検討委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者に対し会議の出席を求め、又は他の方法により意見を聞くことができる。

- 3 会議及び会議録は、原則公開とする。ただし、検討内容等が東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）第7条に規定する非開示情報に該当すると認める場合は、その理由を明らかにした上で、一部又は全部を非公開とすることができる。
- 4 前項ただし書きに基づく非公開は、委員長が検討委員会に諮って決定する。

（検討委員会の庶務）

第6条 検討委員会の庶務は、教育庁地域教育支援部管理課において処理する。

（事前委員会の開催）

第7条 検討委員会に向けた事前の委員会を開催し、必要に応じて助言者の参加を求めることができる。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年12月18日から施行する。